

相談支援事業所

ちとせ

お一人で抱え込まず一緒に
歩んでいきましょう！

障がいのある方や
ご家族が、安心して
自分らしい暮らしを
続けていけるよう、相談支援事業所ち
とせは「一緒に考える支援」を大切にし
ています。



生活の中でのご心配事をお聞かせくだ
さい。
専門の相談支援専門員が、お一人おひ
とりに合わせた支援を行い、安心した生
活をサポートします。

当事業所の相談支援専門員は、「医療的
ケア児等コーディネーター研修」を修了
した専門職です。

ご相談は無料、秘密厳守で対応いたし
ますので、安心してご相談ください。

Q&A

Q1 どんなことを相談できますか？

A

生活の中での不安や困りごと、福祉サービスの利用、将来のことなど、どんなことでもご相談いただけます。「こんなこと聞いていいのかな？」と思うことも、どうぞお気軽にお話しください。

Q2 相談は本人でなく、家族からでも大丈夫ですか？

A

はい、大丈夫です。ご本人、ご家族や支援に関わる方からのご相談もお受けしています。状況に応じて、ご本人の思いも大切にしながら一緒に考えていきます。

Q3 相談にはお金がかかりますか？

A

相談は無料です。費用がかかることはありませんので、安心してご利用ください。

Q4 相談内容が外に漏れることはありませんか？

A

ご相談内容は秘密厳守です。
ご本人やご家族の同意なく、第三者にお伝えすることは
ありませんので、安心してご相談ください。

Q5 医療的ケアが必要な場合でも相談できますか？

A

はい、可能です。当事業所の相談支援専門員は「医療的
ケア児等コーディネーター研修」を修了しており、医療・
福祉・関係機関と連携しながら支援を行います。

青森県指定 一般相談支援事業 0230200156

弘前市指定 特定相談支援事業 0230200156

弘前市指定 障害児相談支援事業 0270200082

ご利用案内

サービスご利用までの流れ

ご相談



対象となる方

障がいのある方や難病をお持ちの方、
お子様の発達が気になる方及びそのご家族

まずは事業所へお電話や来所にてお困りごとをお聞かせ下さい。専門の相談員が丁寧にお話をお伺いいたします。

利用申請



サービスを利用するために、お住まいの市区町村の窓口で申請を行います。申請のお手伝いもいたします

計画書作成



相談員が訪問し、ご本人やご家族の希望(「こうなりたい」という想い)を大切にしながら、最適な計画案を作成します。

支給決定と受給者証の発行



市区町村からサービスの支給決定が行われ『受給者証』が届きます。*受給者証の発行までには一定の期間がかかります。

サービスの利用開始



サービス提供事業者と契約を結び、作成した計画に基づいて自分らしい生活に向けたサポートが始まります。

まずはご連絡を・・・

営業日

月曜～金曜

*年末年始、国民の祝日は除く

AM8:30～PM5:50



いすくーる
isuku → ru 無料車いす貸し出しサービス

「isuku→ru(いすくーる)」は、地域に(弘前市内)にお住まいの方で、急な事情により車イスが必要となった場合に、スムーズに無料で車イスをお貸しする、サービスです。

突然の怪我や通院、外出や旅行などで車イスが必要となった場合は遠慮なくご相談ください。

また、福祉用具の利用方法や申請方法などについても、疑問やお悩み事がございましたら、是非ご相談ください。

経営主体	社会福祉法人千年会
事業所名	相談支援事業所 ちとせ
所在地	青森県弘前市大字原ケ平字山中39-1
電話	0172-87-4888
FAX	0172-87-4885
メール	soudan-c@chitose-kai.or.jp